

令和8年(2026年)5月25日

学校教育課 生徒支援室

担当者 福山

内線 3418 直通 0952-25-7222

E-mail:gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp

県立学校いじめの重大事態について(お知らせ)

令和7年度中に県立学校で発生した、いじめの重大事態に係る学校調査を実施しましたので、このことについて下記のとおりお知らせします。

記

○学校調査を実施した件数 1件

※いじめ防止対策推進法第28条第1項1号に該当

※当事者保護の観点等により内容についてはお伝え出来ませんので件数のみお知らせします。

(参考) いじめ防止対策推進法第28条第1項1号(下線部分)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※ 記者レクは行いません。